

### 第37回 内子町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和5年4月25日（火） 午後2時00分～午後2時53分
2. 開催場所 内子分庁 3階 大会議室
3. 出席委員（28名）
4. 欠席委員（3名）
5. 議案
  - 第1 議事録署名委員の指名
  - 第2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
  - 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
  - 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
  - 議案第3号 農地転用事業計画変更申請について
  - 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による内子町農用地利用集積計画の決定について
  - 議案第5号 令和4年度農業委員会の農地利用の適正化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について
6. 農業委員会事務局職員（3名）

## 7. 会議の概要

事務局

それでは、時間もまいりましたので、只今から4月の定例総会を開会いたします。起立、一同礼、着席。

本日の定例総会ですが、農業委員が15名出席、推進委員が13名出席で、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

それでは、会長にごあいさつをいただき、会議規則により議事進行については、会長にお願いいたします。

会長

みなさん、こんにちは。山の緑も深くなってきましたが、今朝テレビで見ましたが、今の時期は竹の秋と書いて竹秋と言うらしいです。タケノコに栄養を取られて葉が黄色くなる時期だそうです。さて、本日の総会が、我々の任期の最後の会になりました。長い間、ご尽力いただき有難うございました。

それでは、ただいまより第37回内子町農業委員会定例総会を開催いたします。事務局より本日の日程の説明をいたします。

事務局

それでは、本日の日程についてご説明をいたします。

報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、18件、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、3件、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、4件、議案第3号、農地転用事業計画変更申請について、2件、議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による内子町農用地利用集積計画の決定について、3件、議案第5号、令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、

案件は以上でございます。

会長

それでは、只今から議案の審議に入ります。本日の議事録署名人の指名をいたします。署名人に●番●委員、●番●委員を指名いたしますのでよろしくお願いします。

それでは、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について事務局より説明をいたします。

事務局

報告第1号は18件でございます。議案書のほうは1ページから22ページまでになります。個別の説明については割愛させていただきます

事務局 が、相続及び時効取得により農地の所有権を取得した旨の届出がありましたのでご報告いたします。  
以上でございます。

会長 只今の報告第1号について、発言のある方はございませんか。  
  
(発言なし)

会長 特にないようですので、以上で報告第1号を終わります。

次に、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案書の23ページをご覧ください。議案第1号の1についてご説明いたします。表の左側の番号1番になります。申請地は、内子町●の農地、畑1筆、894㎡です。譲渡人は、香川県高松市●の●さん、譲受人は、内子町●の●さんで、売買による所有権移転です。

それでは、別紙調査書の1ページをご覧ください。農地法第3条第2項の各号についてご説明いたします。

第1号の全部効率利用要件ですが、譲受人は、新規就農であります。農作業経験年数は、0年となっておりますが、子どものときから農作業の手伝いをされており経験はあります。また、必要な農機具があれば積極的に購入されるということですから、効率利用要件は満たされていると見込まれます。

第2号、第3号については該当いたしません。第4号の農作業常時従事者ですが、譲受人が年間200日以上農作業に従事することから、農作業常時従事者と見込まれます。第6号の転貸にも該当していません。第7号の地域の調和要件についても、譲受人は地域の取り決めに従い支障のないよう耕作するものであり、地域農業の調和を乱すような権利取得にはならないと考えています。

以上、ご審議の程よろしく願いいたします。

会長 事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番 4月19日、農業委員の●さんと一緒に、申請代理人の行政書士、●事務局を訪ねて話を聞きました。

●委員

譲渡人の●さんは、高松市に転出しているため、申請地の十分な管理が出来ないことから、●に住んでいた時から交流のある●さんに、相談した

●番  
●委員

ところ、●さんが購入することになったそうです。

譲受人の●さんは、●の出身でもあり、地域でできる限り農作に従事したい熱い気持ちもありますことから、特に問題はないと思われます。

以上、ご審議のほどよろしく願います。

会長

調査の報告がありました。本件を許可することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を許可することに決定しました。

次に、議案第1号の2、農地法第3条第1項の規定による許可申請について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の23ページをご覧ください。議案第1号2についてご説明いたします。表の左側の番号2番になります。申請地は、内子町●の農地、畑2筆、726㎡です。譲渡人は、大洲市●の●さん、譲受人は、内子町●の●さんで、贈与による所有権移転です。

それでは、別紙調査書の2ページをご覧ください。農地法第3条第2項の各号についてご説明いたします。

第1号の全部効率利用要件ですが、譲受人は、新規就農であります。農作業経験年数は、12年となっておりますので経験はあります。また、農機具も保有されるということですから、効率利用要件は満たされていると見込まれます。

第2号、第3号については該当いたしません。第4号の農作業常時従事者ですが、譲受人が年間200日以上農作業に従事することから、農作業常時従事者と見込まれます。第6号の転貸にも該当していません。第7号の地域の調和要件についても、譲受人は地域の取り決めに従い支障のないよう耕作するものであり、地域農業の調和を乱すような権利取得にはならないと考えています。

以上、ご審議の程よろしく願います。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番  
●委員

4月15日、農業委員の●さんと一緒に、申請代理人の行政書士、●事務所及び●さんに現地にて話を聞きました。

譲渡人の●さんは、大洲市に住んでおられ、弟さんの●さんと一緒に農

●番  
●委員

業をしていました。今回、弟の●さんの家に隣接する畑2筆を贈与したいとのことです。●さんは、長年実家回りの畑を管理していたことから、経験もあり、今後も贈与後も今まで通りに維持管理されることから、特に問題は無いと思われま

以上、ご審議のほどよろしくお願

会長

調査の報告がありました。本件を許可することに異議はござ

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を許可することに決定しました。

次に、議案第1号3、農地法第3条第1項の規定による許可申請について審議します。事務局の説明を求め

事務局

それでは、議案書の23ページをご覧ください。議案第1号3についてご説明いたします。表の左側の番号3番になります。

申請地は、内子町●の農地、畑1筆、168㎡です。譲渡人は、内子町●の●さん、譲受人は、内子町●の●さんで、贈与による所有権移転です。

それでは、別紙調査書の1ページをご覧ください。農地法第3条第2項の各号についてご説明いたします。

第1号の全部効率利用要件ですが、譲受人には、非耕作地がありますが、条件不利地であります。また、農作業経験年数は20年となっており、生産に必要な農機具も保有されるということですから、効率利用要件は満たされていると見込まれます。

第2号、第3号については該当いたしません。第4号の農作業常時従事者ですが、譲受人が年間200日以上農作業に従事することから、農作業常時従事者と見込まれます。第6号の転貸にも該当していません。第7号の地域の調和要件についても、譲受人は地域の取り決めに従い支障のないよう耕作するものであり、地域農業の調和を乱すような権利取得にはならないと考えています。

以上、ご審議の程よろしくお願

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番 ●委員

4月15日、農業委員の●さんと譲渡人の●さん、譲受人の●さんと一

●番

●委員

緒に現地にて話を聞きました。

譲渡人の●さんは、●にお住まいで農地利用適正化推進委員もされております。今回、地域で果樹農家として地域農業の担っている●さんに畑1筆を贈与したいとのこと。●さんは、長年地域で果樹農家として経験もあり、今後も今まで通りに維持管理されることから、特に問題はないと思われま。

以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

会長

調査の報告がありました。本件を許可することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を許可することに決定しました。

次に、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について議案第2号の1を審議いたしますが、関連がありますので、議案第3号の1、農地転用事業計画変更申請と合わせて一括して審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、先に議案第2号の1をご説明いたします。議案書の24ページをご覧ください。表の左側の番号1番になります。地図の方は26から30ページになります。24ページにお戻りください。

申請地は、内子町●・●の農地、田4筆 3, 229㎡、です。譲渡人は、内子町●の●さん、譲受人は、内子町●の●で、転用の目的は、製品ヤード、進入路です。

転用の理由といたしまして、譲受人の●は碎石生産販売業を営んでおりますが、碎石用の機械設備が特殊なもので、故障時の出荷対応のため、製品置場を確保したいとのこと。また、申請地への進入路は1カ所しかなく不便なため、反対方向の林道へ抜けられるよう進入路の整備を行いたいとのこと。

それでは、別紙調査書の4ページをご覧ください。申請地につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で第2種農地と判断されますので、立地基準に適合しております。一般基準につきましては、調査書のとおりです。地盤を固めて造成し、土砂の流出を防ぐことから、周囲への影響は無いものと見込まれるため、事務局としてはこの転用目的には問題がなく、許可相当の案件ではないかと考えております。

事務局

次に議案第3号の1、農地転用事業計画変更申請についてご説明いたします。議案書の40ページをご覧ください。地図のほうは、29～30ページになります。

申請地につきましては、先程ご説明した●から申請があった隣接地で、内子町●の農地、田3筆 5887㎡、畑2筆 234㎡です。申請人は、内子町●の●です。

変更申請の理由といたしまして、●は、製品ヤードを整備する目的で令和4年11月17日付けで農地法第5条の許可を受け、所有権移転を行い転用工事に取り掛かっております。しかし、その後、転用計画が変更になり製品ヤードの拡充と進入路にある橋が小さく耐久性に不安があるため、別ルートからの進入路を確保したいとして今回申請を行うものです。

それでは、別紙調査書の8ページをご覧ください。1番から6番まで順番に説明します。

1番については、転用許可により所有権移転をしているため、旧所有者が農地として効率的に利用されるとは認められないこと、2番については、転用許可後に事業計画が変更となり隣接地と合わせて転用するもので、転用事業者の故意又は重大な過失によるものではないと認められること。3番は、変更後の転用計画は、製品ヤードの増設と進入路の整備を行うもので、当初の許可内容の転用事業を承継して遂行するため、緊急性及び必要性があると認められること。4番は、変更後の転用事業計画は妥当であり、事業計画に従って実施されることは確実と見込まれること。5番は、隣接する農地は耕作されておらず荒廃していることから、転用による影響は少ないものと見込まれるため、変更前の転用事業と同程度と認められること。6番は、立地基準及び一般基準ともに許可相当であると見込まれることから、事務局としては、この転用事業計画変更申請には問題がなく、許可相当案件ではないかと考えております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告を願います。

●番

4月12日、●委員さんと一緒に現地確認をし、後日申請代理人である行政書士の●事務所に電話で話を聞きました。

●委員

先ほどの事務局の説明のとおり、譲受人の●さんは、申請地周辺の碎石工場（さいせきこうじょう）で砂利などを生産しています。申請地は、申請人の砂利生産プラントの隣接地で、令和4年11月に敷地の一部に転用許可を受けておりますが、当時の計画が変更となりまし

●番  
●委員

たので、申請地を譲り受けて、製品の保管場所及び林道からの進入路を整備するために申請に至ったそうです。隣接地する農地は荒廃しており、特に問題は無いと思われま

す。  
ご審議のほどよろしくお願

会長

いします。  
調査の報告がありました。議案第2号の1及び議案第3号の1を許可相当として、県知事に意見書を進達することに異議はござい

ませんか。  
(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を許可相当として県知事に意見書を進達することに決定しました。

続きまして、議案第2号の2を審議します。事務局の説明を求め

事務局

ます。  
それでは、議案書の24、25ページをご覧ください。表の左側の番号2番から2番の4になります。地図の方は31ページから33ページになります。24ページにお戻りください。

2番から説明させていただきます。

申請地は、内子町●の農地、田1筆 1,408㎡ です。

譲渡人は、松山市●の●さん、譲受人は、松山市●の●で、転用の目的は、社会福祉施設の整備です。

続きまして、2番の2、申請地は、内子町●の農地、畑1筆 22㎡ です。

譲渡人は、東京都国立市の●さん、譲受人は、松山市●の●で、転用の目的は、社会福祉施設の整備です。

続きまして、2番の3、申請地は、内子町●の農地、田1筆 384㎡ です。

譲渡人は、内子町●の●さん、譲受人は、松山市●の●で、転用の目的は、社会福祉施設の整備です。

続きまして、25ページをご覧ください。

2番の4、申請地は、内子町●の農地、畑1筆 342㎡ です。

譲渡人は、東京都国立市の●さん外2名、譲受人は、松山市●の●で、転用の目的は、社会福祉施設の整備です。

転用の理由といたしまして、譲受人の●は、障害者の自立生活を支援するため社会福祉事業を営んでおり、申請地に介護サービス内包型共同

事務局

生活援助施設を整備したいとのことです。

それでは、別紙調査書の5ページをご覧ください。申請地につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されますので、立地基準に適合しております。一般基準につきましては、調査書のとおりです。また、土砂流出防止のため、必要箇所にコンクリート擁壁を設置することから、周囲への影響は無いものと見込まれるため、事務局としてはこの転用目的には問題がなく、許可相当の案件ではないかと考えております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番

●委員

4月17日、申請代理人である行政書士の●さんに電話でお話を聞きました。

譲受人の●さんは、申請地を譲り受けて、障害者の自立生活を支援する社会福祉施設を整備したいとのことです。また、町内のほか、近隣では大洲市などで同様の施設を運営されております。

申請地には、擁壁を設置し土砂の流出を防止することから、周辺農地への影響は少なく、特に問題は無いと思われま

す。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会長

調査の報告がありました。本件を許可相当として、県知事に意見書を進達することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を許可相当として県知事に意見書を進達することに決定しました。

続きまして、議案第2号の3を審議いたしますが、関連がありますので、議案第3号の2、農地転用事業計画変更申請と合わせて一括して審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の25ページをご覧ください。表の左側の番号3番になります。地図の方は34から36ページになります。25ページにお戻りください。

申請地は、内子町●の農地、田1筆 193㎡、です。

譲渡人は、内子町●の●さん、譲受人は、内子町●の●さんで、転用の

目的は自己住宅です。

転用の理由といたしまして、譲受人の●さんは高齢になってきたことから、生活に便利の良い申請地を取得し自己住宅を建築したいとのことです。

それでは、別紙調査書の6ページをご覧ください。申請地につきましては、都市的整備がされた区域内の農地又は市街地にある農地で、第3種農地と判断されますので、立地基準に適合しております。一般基準につきましては、調査書のとおりです。周囲に農地はなく、造成の際には土留工を設けて土砂の流出を防止することから、周囲への影響は無いものと見込まれるため、事務局としてはこの転用目的には問題がなく、許可相当の案件ではないかと考えております。

次に議案第3号の2、農地転用事業計画変更申請についてご説明いたします。議案書の41、42ページをご覧ください。地図のほうは、36ページになります。

申請地については、先程ご説明したとおりで、内子町●の農地、田1筆 193㎡です。申請人は、内子町●の●さんです。

変更申請の理由といたしまして、●さんは、店舗を建築する目的で令和4年4月26日付けで農地法第4条許可を受けておりました。しかし、許可後、建築資材の高騰や、食品に関する原材料費の高騰により当初の計画どおり事業を遂行することが困難となっておりましたが、●さんとの間で話がまとまったそうです。

それでは、別紙調査書の9ページをご覧ください。1番から6番まで順番に説明します。

1番については、土地所有者は他に農地を所有しておらず営農計画もないことから、農地として効率的に利用されるとは認められないこと。2番については、物価上昇により建設コストが増加したことなど、やむを得ない事情によるもので、転用事業者の故意又は重大な過失によるものではないと認められること。3番は、変更後の転用事業者は、自己住宅を建築するための土地を探しており、建築計画も進んでいることから、緊急性及び必要性があると認められること。4番は、変更後の転用事業計画は妥当であり、事業計画に従って実施されることは確実と見込まれること。5番は、隣接地に農地は無く、転用による影響は及ばないと見込まれるため、変更前の転用事業と同程度と認められること。6番は、立地基準及び一般基準ともに許可相当であると見込まれることから、事務局としてはこの転用事業計画変更申請には問題がなく、許可相当案件ではないかと考えております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番  
●委員

4月17日、●委員さんと一緒に申請代理人である行政書士の●事務所を訪ねて話を聞きました。

先ほどの事務局の説明のとおりで、令和4年4月の定例総会で審議した案件で、●さんはうどん店を計画されておりましたが、資材の高騰などにより今回申請に至っており、譲受人の●さんは●にある自宅にお住まいですが、高齢となってきたことから生活に便利の良い申請地に住宅を建築し移り住みたいとのことでした。

申請地の周辺に農地はなく、周囲に与える影響はないものと見込まれることから、特に問題は無いと思われまます。

ご審議のほどよろしくをお願いします。

会長

調査の報告がありました。議案第2号の3及び議案第3号の2を許可相当として、県知事に意見書を進達することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を許可相当として県知事に意見書を進達することに決定しました。

続きまして、議案第2号の4を審議します。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の25ページをご覧ください。表の左側の番号4番になります。地図の方は37から39ページになります。25ページにお戻りください。

申請地は、内子町●の農地、田1筆 863㎡、です。

貸付人は、内子町●の●さん、借受人は、大洲市●の●で、転用の目的は駐車場です。

転用の理由といたしまして、借受人の●が経営している自動車整備工場の敷地が手狭になったため、申請地を借り受けて露天駐車場として利用したいとのことでした。

それでは、別紙調査書の7ページをご覧ください。申請地につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地又は市街地として発展する可能性のある農地で、第2種農地です。一般基準につきましては調査書のとおりです。造成の際には土留工を設けて土砂の流出を防止することから周囲への影響は無いものと見込まれるため、事務局としてはこの転用目的には問題がなく、許可相当の案件ではないか

事務局

と考えております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番  
●委員

4月17日、申請代理人である行政書士●事務所を訪ねて話を聞きました。

借受人の●さんは、申請地の隣接地にある自動車修理工場の敷地が手狭になってきたため、申請地を借り受けて駐車場として一体利用したいとのことでした。

申請地は、土留工を設けて土砂の流出を防止することから、周辺農地への影響は少なく、特に問題は無いと思われます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

会長

調査の報告がありました。本件を許可相当として、県知事に意見書を進達することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を許可相当として県知事に意見書を進達することに決定しました。

次に、議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による内子町農用地利用集積計画の決定について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局

議案書の43ページをご覧ください。内子町長より令和5年4月7日付けで農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農用地利用集積計画の決定について承認を求められています。公告の予定年月日は令和5年4月28日です。

集積計画の概要ですが、44ページをご覧ください。利用権の新規設定が、田 2筆 1, 641㎡、再設定が、田 1筆 842㎡、合計3筆、2, 483㎡です。

集積計画の内訳については、45ページをご覧ください。表の左側に番号を打っておりますので、1番から順番にご説明いたします。

1番 内子町●の農地、田2筆 1, 641㎡、貸付人は、内子町●の●さん、借受人は、●で、賃借権の新規設定です。

事務局 2番 先ほどの1番の田を ●から、借受人●へ賃借権の新規設定を行います。

3番 内子町●の農地、田1筆 842㎡、貸付人は、兵庫県加古川市の●さん、借受人は、内子町●の●さんで、使用貸借権の再設定です。

以上、いずれの案件も農作業常時従事日数など、基盤強化促進法第18条第3項の規定の要件を満たしていると思込まれます。

ご審議の程よろしく願いたします。

会長 事務局より説明がありました。本件について、ご意見、ご異議はありませんか。

(全員異議なし)

会長 異議なしと認め、内子町農用地利用集積計画は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、議案第5号、令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号、令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表についてご説明いたします。

この案件につきましては、平成21年12月の農地法の改正以降、農業委員会の活動状況を町民に知っていただくため、町のホームページに掲載し、公表しているところでございます。

それでは、要点のみご説明いたします。議案書の46ページをご覧ください。

( 46～52ページまで説明 )

事務局 以上で議案第5号の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いたします。

会長 事務局から説明がありました。本件について、ご意見、ご異議は

会長

ございませんか。

(全員異議なし)

会長

それでは、異議なしと認め、本件を原案のとおり承認し、ホームページに掲載することに決定しました。

以上をもちまして本定例会に付議されました案件は全て終了いたしました。よって、本日の議事を閉じたいと思います。